

広島県告示第六百三三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定  
によって、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定する。

平成二十五年七月十八日

広島県知事 湯崎英彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

廿日市停車場線（都市計画道路 三・四・二〇五号 廿日市駅通線）

三 道路の区域

区 間	延 長 (メートル)	上り・下り 又は上下線	備 考
廿日市駅前九五二番一〇地先から 廿日市駅前九三三番一地先まで	七〇	上下線	